

②戸籍謄本等不正取得事件

日本の戸籍制度は公開が原則であるが、戸籍の差別利用を排除するため、一九七六年に戸籍法改正がなされ、公開制限が一部認められる一方、弁護士、司法書士、行政書士など八業種にのみ「職務上請求」が認められるようになった。しかし、この職務上請求用紙を悪用した戸籍謄本などの不正取得事件があとを絶たず、大阪府、愛知県、東京都、三重県、兵庫県等で行政書士等による戸籍謄本等不正取得事件があいついで発覚した。職務上の請求資格をもつ八士業のあり方に対する抜本改革など、身元調査根絶への法整備、「被害当事者の救済」や「再発防止への本格的なシステム構築」が急務であったが、二〇〇六年六月二日には、「探偵業の業務の適正化に関する法律」が参議院本会議で可決、成立。

また、〇七年四月二七日には、戸籍の公開を制限し、不正取得への罰則を強化した戸籍法改正案が参議院の本会議で全会一致で可決、成立、戸籍の不正取得やそれを利用した悪質な部落差別調査に対する一定の歯止めがかけられることになった。同改正では、条件なしに戸籍謄抄本を取得できるのは戸籍に記載された本人、配偶者、直系の親族のみに限定された。これまでは無条件に請求できた弁護士、行政書士など八士業についても、請求理由の明示が義務づけられたほか、請求者や代理人の本人確認も厳格化。また虚偽申請など不正な手段で戸籍を取得した場合の罰則がこれまでの「五万円以下の過料」（行政罰）から「三〇万円の罰金」（刑罰）に引き上げられ、これまで罰することのできなかった不正取得を依頼した興信所、探偵社なども今後は「共犯」として罰せられることになった。なお法案には、不正請求の防止策を引き続き検討する、必要に応じて刑罰などを見直す、不正請求・使用の被害への対応策を幅広く検討するなどの項目の附帯決議がつけられた。

「本人通知制度」（第三者が戸籍を取得した場合、戸籍の本人に取得者の名前を通知する制度）は、法律には盛り込まれなかったものの、国、各自治体への取り組みの成果として、東京都では、墨田区・足立区・大田区・港区・目黒区・葛飾区、広島県では福山市・三原市・竹原市・呉市・大崎上島町が本人通知制度を導入した。和歌山県でも総務部長名で県内の市町村に本人通知ができる旨の通知が出され、すでに和歌山市・紀の川市で行われている。大阪府でも本人通知制度導入を市町村に提案している。

京都府では、神戸のK司法書士（当時）による戸籍謄本等不正取得事件で、懲戒処分・司法処分が確定し、神戸簡裁がK元司法書士への過料決定通知書を請求した市町村に提供するなか、京都府市長会が本人告知にふみ切ることを決定し、二〇〇九年三月一九日に「戸籍謄本等の写し等の不正取得に係る被取得者に対する対応について」と題した文書を各市長に出した。

〇九年三月二三日、戸籍謄本等の不正取得で不正に戸籍附票を取得された被害者に、綾部市がその旨を告知し、京都府内では初めての被害者への告知となった。不正に取得された戸籍附票は、〇六年八月に三重県のT行政書士（当時）が横浜市の興信所の依頼を受けて不正請求していたもので、注文書から判断すると結婚調査の可能性が高い。綾部市には二度、T行政書士から請求があり、八月七日の住民票謄本の請求は不交付、八月一四日の戸籍附票の請求は交付されていた。

愛知県では、愛知県住民基本台帳事務検討会が二〇〇九年三月二四日付で、「住民票の写し等が不正に取得された場合における本人通知実施要領（例）について（通知）」を、市町村の住民基本台帳事務担当課長に例示した。まず不正取得と思われる事実を確認・把握した場合は、「当該不正取得に際して用いられた交付申請書（職務上請求書を含む。）を確保する」とされている。さらに不正取得の事実を把握した場合の本人への通知は、「個人情報保護条例」の規定に基づき、本人のプライバシーに十分配慮したうえで、①書面（親展）による通知（担当者あて電話連絡の依頼）、②電話による不正取得の事実の通知、③担当者による面談の実施（本人の希望その他必要と認める場合）とした。さらに、同要領の実施に際し、人権担当課とも十分連携を図ることを示した。

全国的には、弁護士や税理士、司法書士、行政書士など八士業による職務上請求用紙を悪用した不正取得事件の横行に対し、戸籍などを交付する行政の、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会が、二〇〇八年一二月一日、不正取得された戸籍などの返還命令と、とられた人への通知などを定める法整備を国に要請した。これは、同協議会が一〇月二二日、全会一致で決定した。全文は以下のとおり。

「戸籍法第一〇条の二第三項以下で定められた弁護士等請求において、不正な手段で取得した戸籍等に対し、取得先への返還命令と被請求者への通知等を定めるよう法整備を要望する。／（理由）今回の戸籍法の改正において、弁護士等有資格者に職務上請求ができることが明記されている。それは市民が生活する上で必要なことであり、弁護士等有資格者には法律によって職務上の守秘義務が定められていること等から、その請求を認めても不正な行為はないと配慮された結果であると考えられる。／しかし、弁護士等有資格者による不正請求は後を絶たず、法改正が国会で議論されている状況の中でも三重県の行政書士による不正請求が行われた。このことは、国や都道府県による再三再四の指導が行われたにもかかわらず起きた行為であり、住民の個人情報を管理する市町村としては、許しがたい暴挙である。このような行為が続くならば、住民からの信頼を失い、戸籍制度の根幹を大きく揺るがす可能性さえある。／このため、市区町村から不正に取得した弁護士等有資格者に対し、市民の自己情報コントロール権を配慮し、不正に取得した戸籍等を取得先へ返還すること及び被請求者への通知並びに用途を報告する義務の法改正を求める。」